

イベント等開催における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月29日

認知症介護研究・研修仙台センター

1 イベント等開催時における感染防止の基本方針

(1) イベント等実施に関する方針について

- ・ 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。
- ・ その上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図った上で、センターが計画するイベント等を実行できる方法を探り、センターの役割を可能な限り果たして行く。
- ・ イベント等の実施・中止の判断は、研修の始まる2ヶ月前までに行うものとする。

2 イベント開催時における感染防止対策

(1) 備品等の準備と対応

- ・ 会場入り口にはマスク、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）体温計を準備し、マスクは常時着用すること、研修会場への入退室の際は手指消毒を行うことを働きかける。
- ・ こまめに手洗いを行うことを推奨する。タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーを避けて、個人のハンカチ等を使用するよう働きかける。
- ・ センターから持ち出す備品（ノートパソコン、ビデオ、案内看板、ポット等）に関しては、イベント開始前（準備時）及び終了後に消毒を行う。

(2) 会場使用に関する対応

- ・ 会場の席は1つ空けての使用を徹底し、定員の半分までの利用者に人数制限を行う。
- ・ 受講者同士の間隔を1～2m確保する。
- ・ 受け付けは、間隔を空けて複数個所に設置し、受付時も人と人との間隔を1～2m確保する。
- ・ 会場の換気をこまめに行う。（30分程度を目安に）
- ・ 会場入り口等のドアノブの消毒をこまめに行う。（30分程度を目安に）
- ・ 食事が可能な会場がある場合は、会場の入り口に消毒液を用意し、時間をずらす、椅子を間引く、向かい合った席を作らない等とし、できる限り人と人との間隔を1～2m確保するよう努める。
- ・ トイレ等の利用時は、1カ所に集中しないように利用可能なトイレの案内及び、間隔を空けるよう努める。
- ・ 講師等の控室（狭い会場）の利用は一度に3人までとする。

(3) イベント開催中の配慮

1) 講義・講演時の対応

- ・ 会場における受講者と講師との間隔を2m以上確保する。

- ・ 講師やシンポジスト同士の間隔を1～2 m確保する。
- ・ 講師、受講者ともにマスク着用とする。

2) 演習時の対応

- ・ 対面機会をできるだけ避ける。常時マスクを着用する。(必要に応じて、フェイスシールドの装着・アクリルパネル等を設置する)。
- ・ 演習は、基本的に個人ワークとする。
- ・ 複数での演習が必要な場合は間隔を1メートル以上空ける。

(4) 体調に不安がある方への対応

- ・ イベント開始前に検温を行い、体調を確認する。
- ・ 発熱や咳などの症状がある場合は、参加の辞退を求める。

(5) スタッフの安全確保のための実施内容

- ・ マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 室内の換気・消毒の際は手袋を着用する。
- ・ 発熱や風邪症状等がある場合は運營業務に従事させないこととする。

附則

本ガイドラインは、令和2年5月29日から施行する。